

令和7年度

資源ごみ等分別業務委託仕様書

( 不燃ごみ等 )

倉浜衛生施設組合

## 資源ごみ等分別業務委託（不燃ごみ等）仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は倉浜衛生施設組合がリサイクルセンターにおける資源ごみ等分別業務委託（不燃ごみ等）の内容を示したものである。受託者は業務を実施するにあたり、本仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

### 2. 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3. 業務内容

- (1) 不燃ごみ等処理ラインにおける分別（ハンガー、焼き網、傘、硬いもの、可燃ごみ等、電池等（バッテリー）、家電製品等の抜き取り）作業
- (2) 破砕鉄における分別（電池等、コイル関係、可燃ごみ等、）作業
- (3) 分別後の集積した傘、ハンガー、焼き網等を所定の場所への移動
- (4) プラットホームへの落下物（釘やネジ、ガラス片などの異物）の除去
- (5) 業務終了後、作業エリア周辺の清掃
- (6) 不燃ごみ自己搬入車の案内、荷解き・荷下ろし中の安全確認
- (7) 上記以外の業務が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ業務を行うものとする。

### 4. 人員

配置人員 8 人

### 5. 曜日及び時間

- (1) 曜 日 月曜日から金曜日（祝日含む）
- (2) 時 間 8：30 から 17：15 まで

※ただし、1月1日から1月3日までは休みとする。

### 6. 作業要領

- (1) 委託者と受託者の担当者は密接に連絡をとり、業務に支障をきたさぬよう作業を実施するものとする。
- (2) 作業中に事故等が発生した場合は、速やかに委託者の担当者に連絡し、その指示に従うものとする。

### 7. 作業服装

作業服、ヘルメット、作業に適した靴、耳栓、マスク、保護メガネ、手袋等を着用すること。

### 8. 業務の委託

倉浜衛生施設組合の承認を得ないでこの契約に係る権利義務の一部もしくは全部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

### 9. その他

委託者より消耗品の提供は行なわない。

本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。